

外国人ダイビングインストラクターの活躍促進に向けた申請プロセスの明確化 (厚生労働省通達 基安労発 1220 第1号)

規制改革の内容

特例措置前

外国人が日本国内でダイビングインストラクターとして就労する場合には日本の潜水士免許が必要
⇒海外の潜水に係る資格を有している等、一定の要件を満たせば取得可能だが、「申請プロセスが分かりにくい」などの声があった

特例措置

一定の要件を満たせば日本の潜水士免許を取得できることを周知するため、申請プロセスを明確化し、事業者向けにマニュアルを公表

効果

外国人ダイビングインストラクターの活躍促進
拡大するインバウンド需要に対応

規制改革の概要

観光ダイビングを目的としたインバウンド需要拡大
⇒母国語対応可能な外国人インストラクター不足

国内で就労する
場合には潜水士
免許が必要

海外の潜水資格を
有しているが小規模
事業場では申請
が難しい

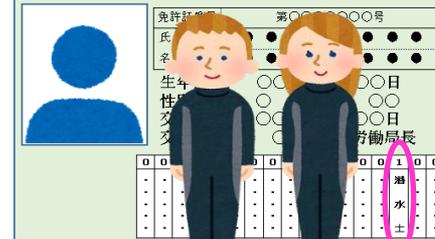
外国人の取得は困難

申請プロセスを明確化し、
事業者向けにマニュアルを公表

事業者向け
申請マニュアル

- ①.....
- ②.....
- ③.....

労働安全衛生法による免許証



外国人ダイビングインストラクターの活躍促進により、拡大するインバウンド需要に対応可能に